

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第222号）

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った開示決定については、これを取り消し、改めて異議申立人の求める行政文書を特定した上で開示可否を決定すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成18年9月18日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、駐車整理票に個人情報である①運転者氏名、②勤務先（住所）及び③電話番号（以下「運転者氏名等」という。）を記載させることは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しているものであったことが明記されている行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、次の趣旨の内容が記載されていた。

- (1) 平成7年10月1日（一部は同年4月1日）から施行された広島県個人情報保護条例（平成7年広島県条例第2号。平成16年広島県条例第53号による全部改正前のもの。以下「旧個人情報保護条例」という。）第6条（収集の制限）では、「個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定されていた。
- (2) 広島県庁の外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を利用するときは、入り口で警備員から、運転者氏名等、④用件先、⑤自動車登録番号、⑥入庁時刻及び⑦退庁予定時刻を記載するよう指示を受けた。このうち、運転者氏名等の個人情報は、駐車場を利用することに全く関係がない個人情報である。
- (3) 旧個人情報保護条例の下で、広島県庁等に用件があつて訪れた自動車を駐車場に駐車させることに関して、駐車整理票に運転者氏名等の個人情報を記載させていた根拠が分からない。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「行政文書開示決定処分等に対する異議申立てに係る、平成16年10月29日付け広島県情報公開審査会会長あて理由書」（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月3日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年10月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を適法に特定した上で、速やかに開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、開示請求の対象とされた行政文書の内容を一方的に解釈し、本件処分で「行政文書開示決定処分等に対する異議申立てに係る、平成16年10月29日付け広島県情報公開審査会会長あて理由説明書」という表記に仮装したものである。
- (2) 本件対象文書において、「処分の理由」を説明した記述内容には、駐車整理票に個人情報である運転者氏名等を記載させることは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しているものであったことが明記されていない。駐車整理票に関する事務の手順を羅列しただけの当該理由説明書の開示をもって、個人情報である運転者氏名等を記載させることがなぜ必要であるのか、また、旧個人情報保護条例下の駐車整理票には、個人情報の使用目的や処分方法を明記していなかったことから、適法かつ公正な手段により収集しているものであったか否かについても重大な疑義があり、本件請求文書を実施機関が適法に特定していないことは明白である。
- (3) 理由説明書には、①このような利用目的は、旧個人情報保護条例のもとでも明確であったが、同条例には、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「個人情報保護条例」という。）第5条第4項に相当する規定がなかったために、特段、駐車整理票に明記していなかったに過ぎない、②「旧個人情報保護条例下の駐車整理票に、個人情報の使用目的や処分方法を明記していなかったこと」（中略）「開示請求の対象とした行政文書を実施機関が適法に特定していない」ことになるのか全く理解できない、という二つの点が明記されている。
- (4) これらのことは、旧個人情報保護条例第6条の規定を軽視し、個人情報保護条例第5条第4項に相当する規定があるか否かのみを論じているものである。広島県庁等に用件があって訪れた自動車を駐車場に駐車する場合に、実施機関が駐車整理票に個人情報である運転者氏名等を記載させることが、旧個人情報保護条例第6条の「収集の制限」に抵触しないか否かを判断したことが明記されている行政文書（部内の決裁文書など）を開示するよう要求する。
- (5) 平成16年11月22日（月）に駐車場を利用した際、匿名で駐車したい旨を主張し、駐車整理票の利用者名の欄に「氏名を記入せず空欄のまま」で警備員に提出したにもかかわらず、当該利用者名の欄へ「〇〇」と警備員が勝手に記入した。異議申立人は警備員に氏名を明かしたことはなく、当該不当行為を含めた個人情報の取扱いの根拠について明確な説明を要求しているが、総務室は「すでに対応している」という虚偽を根拠とした部内決裁のみをもって、異議申立人の要求を全く無視してい

る。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が保有している行政文書を検索したところ、本件対象文書において、駐車整理票の取扱い等を記載しており、これがひいては、「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しているものであったことが明記されている行政文書」に該当すると判断して、本件対象文書として特定した。

本件対象文書には、「業者が、駐車場の入口で来庁者に駐車整理票を手交し、必要事項の記載を求めた上で回収する。ライトの消し忘れ等があった場合、駐車整理票の記載事項を見て、業者から用件先等に連絡する。」、「総務室は、日誌及び残車等の駐車整理票を確認し、必要に応じて電話による注意等の対応を行う。」、「総務室は駐車整理票を速やかに裁断廃棄する。ただし、例外的に、個別確認を必要とした場合、駐車整理票を1か月程度留置する場合はあり得る。」と記載されており、これらの連絡等を行うためには、運転者氏名等を収集することが必要であることは明白であるため、本件対象文書を本件請求の対象となる行政文書として特定した。

異議申立人は、「旧個人情報保護条例下の駐車整理票には、個人情報の使用目的や処分方法を明記していなかったことから、適法かつ公正な手段により収集しているものであったか否かについても重大な疑義があり、本件対象文書を実施機関が適法に特定していないことは明白であります。」と記載している。

個人情報保護条例は、平成16年12月17日に旧個人情報保護条例を全部改正して、平成17年4月1日から施行されている。

個人情報保護条例では、新設された第5条第4項の規定によって、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならないこととなり、総務室は、これに対応する措置として、平成17年度以降、駐車整理票の下部欄外に、「この整理票は、緊急に連絡を行う必要が生じた場合など、当日の駐車場管理のみに使用するものです。（管理終了後は速やかに廃棄いたします。）」と利用目的を明示している。

このような利用目的は、旧個人情報保護条例のもとでも明確であったが、同条例には、個人情報保護条例第5条第4項に相当する規定がなかったために、特段、駐車整理票に明記していなかったに過ぎない。

以上のことから、本件請求の対象となる行政文書として、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人の主張には理由がない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、異議申立人の別の異議申立事案（諮問（情）第141号）に関し、実

実施機関が当審査会に対して提出した理由説明書である。

この理由説明書は、実施機関が当該異議申立事案の対象となった行政文書不存在処分を行った理由を説明するために、旧個人情報保護条例において、実施機関が駐車整理票に記載された運転者氏名等の情報をどのような場面で利用しているかを記載したものであり、実施機関は、これが本件請求の対象となる行政文書に該当すると判断して特定したものであるとしている。

しかしながら、本件請求は、開示請求書において「旧個人情報保護条例の下で、広島県庁等に用件があって訪れた自動車を駐車場に駐車させることに関して、駐車整理票に運転者氏名等の個人情報を記載させていた根拠が分からない」と記載されていることから、旧個人情報保護条例第6条の趣旨を踏まえて、運転者氏名等を記載させる目的や必要性、収集の範囲又は手段等が明記された文書、例えば、駐車整理票の記載項目を定める過程において各記載項目の収集の必要性を実施機関内部で整理又は検討した文書や、記載様式を定める内部決裁文書で各記載項目の収集の理由等が説明されているような文書を求めているものと解すべきである。

確かに、本件対象文書では、実施機関における駐車整理票の取扱いの実態が説明されており、この実態どおり運用するためには運転者氏名等を収集する必要があることは分かるものの、本件請求の対象となる文書であるとは認められない。

以上のことから、実施機関は、改めて、駐車整理票の各記載項目に関し、実施機関内部で収集の必要性について整理又は検討した文書や収集の理由等が説明されている文書の有無を確認し、開示可否を決定すべきである。

## 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 10. 27	・ 諮問を受けた。
18. 11. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 2. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 5. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 5. 22 (平成 29 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 6. 19 (平成 29 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授